

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-4-7
許認可等の種類	火薬類の廃棄の許可			
根拠法令条例等・条項	火薬類取締法第27条第1項			
許認可等の概要	火薬類を廃棄しようとする者は、許可を受けなければならない。 (最終) 知事 (専決) (委任) 地域振興局長、市長又は広域連合長			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	1 火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則による。			
基準の制定根拠	法令、通達に基づく基準			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	15日(処分庁15日)			
期間の制定根拠	過去の実績			